

法定外の労災保険の付保に関する特記仕様書

- 1 請負者は、本工事に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を担保するため、法定外の労災保険に付さなければならない。
- 2 前項で定める保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを速やかに監督員へ提出すること。

第1条 目的

本特記仕様書は、週休2日工事の実施に伴い必要となる事項を定め、建設現場において週休2日の取得が可能な環境づくりを推進し、労働環境を改善することを目的とする。

第2条 用語の定義

この特記仕様書において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 週休2日

対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。

(2) 対象期間

工期のうち、準備期間と後片付け期間を除く期間をいう。なお、年末年始休暇（6日間）、夏季休暇（3日間）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、請負者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(1) 現場閉所

対象期間において、一つの工事現場で概ね同期間に施工される関連工事（以下、「関連工事」という。）を含めて、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含め1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

(4) 現場休息

分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。

(5) 現場閉所（現場休息）率

対象期間内の現場閉所（現場休息）日数の割合（現場閉所（現場休息）日数／対象期間日数）をいい、現場閉所（現場休息）率が28.5%以上の場合を4週8休以上、25%以上28.5%未満を4週7休以上4週8休未満、21.4%以上25%未満を4週6休以上4週7休未満とする。なお、現場休息率の算出において、現場休息の日数には現場閉所の日数を含む。また、降雨、降雪等による予定外の閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

第3条 取組内容の設定

対象期間は、対象期間開始前の請負者と発注者間協議により設定する。

第4条 現場閉所の確認

請負者は、対象期間開始前に週休2日取得計画が確認できる「現場閉所（現場休息）予定日」を記載した実施工程表等を作成し、監督員の確認を得たうえで週休2日に取り組む

ものとする。対象期間開始後に工程計画の見直し等が生じた場合には、その都度実施工程表等を提出するほか、現場閉所（現場休息）率確認時には、実施工程表等に「現場閉所（現場休息）日」を記載し監督員に提出するものとする。

第5条 現場閉所（現場休息）率の算出

監督員は、請負者が作成する「現場閉所（現場休息）日」が記載された実施工程表等により対象期間内の現場閉所（現場休息）日数を確認のうえ現場閉所（現場休息）率を算出する。

第6条 工事間調整

請負者は監督員、関連工事請負者その他関係者と協力し、一つの工事現場において、設備工事、内装工事等の後工程の適正な施工期間を考慮して、全体の工程に遅延が生じないように、各工事間（分離又は分割で発注した工事を含む）の調整を適切に実施する。

第7条 実施困難な場合の対応

請負者の責めに帰すことができない理由により実施が困難な場合は、対象期間開始前に請負者と発注者間協議を行うこととする。

第8条 費用の計上

当初の予定価格の設定において、4週8休以上を前提に以下の(1)により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費。以下同じ。）を補正している。発注者は、現場閉所（現場休息）の達成状況を確認し、4週7休以上4週8休未満または4週6休以上4週7休未満に該当する場合は、以下の(2)または(3)の現場閉所（現場休息）の状況に応じた補正係数により労務費を補正して工事費を算出し、請負代金額を減額変更する。また、4週6休に満たない場合については労務費補正分の全てを減額変更する。

- (1) 4週8休以上 補正係数1.05
- (2) 4週7休以上4週8休未満 補正係数1.03
- (3) 4週6休以上4週7休未満 補正係数1.01

第9条 「関連工事」について

本工事において本特記仕様書による「関連工事」として扱う工事は以下のとおりである。

- ・施工条件特記仕様書による。